平成２５年（フ）第２４０号
北九州市八幡西区穴生２―12―３フォーブル穴生202、住民票上の住所北九州市八幡西区穴生１丁目11番８―401号
債務者　畑中あゆみ（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９５号
北九州市八幡西区萩原２丁目10番４―504号
債務者　髙倉　秀子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５８号
北九州市若松区東二島１丁目７番66号
債務者　松田　和義
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１５号
北九州市小倉北区下到津４丁目８番24―103号
債務者　香月　健二
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５号
福島県岩瀬郡鏡石町城ノ内170番地８
債務者　小宮優美子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
福島県岩瀬郡鏡石町旭町18番地
債務者　須田　和子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
神戸市灘区岩屋中町３丁目３番20号　小林ビル302
債務者　徳田　誠之
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15450番地４県職員宿舎417号
債務者　小川　裕史
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２７号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島298―３　サンハイツ城東101田中真由美方、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1621番地８
債務者　納戸　勝好
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉306番地２
債務者　山﨑　勝子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4125―９メゾン泉201、住民票上の住所佐賀県多久市北多久町大字小侍583番地
債務者　大櫨　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里328番地４サンラークオオクラⅢ307
債務者　光野菜実子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
松江市島根町野波2460番地
債務者　小川　利昌
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７１号
熊本市東区新南部５丁目６番100―801号　サーパスシティ白川壱番館
債務者　宮原　　舞（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８４号
山口市湯田温泉６丁目７番５―６号、前住所広島市西区楠木町１丁目14番26―704号
債務者　谷本　雅貴（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７９号
大阪府池田市住吉２丁目10番１号　201
債務者　横山　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７９号
大阪市中央区上汐２丁目４番３―406号
債務者　松井　悦子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部